

「農業によるメンタルヘルスケア推進事業」に係る企画提案公募に関する質問及び回答

NO.	質問	回答
1	<p>実施要領 P1（定義） コーディネート機関の人材は時間給計算が必要ですか？ 固定給の計算でも可能でしょうか？</p>	<p>金額の積算根拠を把握するために時間給計算をお願いします。また、固定給が定められている場合は、当該補助事業に従事する分を積算してください。</p>
2	<p>実施要領 P1（補助対象事業） 利用者が連携農家さんへ紹介する前の農業体験時の賃金支払いは事業内の支出で可能でしょうか？</p>	<p>利用者を連携農家に紹介する前の農業体験に、コーディネート機関の方が従事した場合の賃金等の支払いは、事業内での支出が可能です。 利用者への賃金は、補助金の補助対象外になります。</p>